

【重要事項説明書】

当通所リハビリテーションは定員 30 名でおこなっております。利用者様が家族的で暖かい雰囲気でご過ごしていただけるよう、スタッフ一同笑顔でお迎えしております。個別プログラムを立て、利用者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようリハビリテーションを行っております。また、診療所併設のため安心して通所していただけます。

1 施設の概要

(1) 名称等

施設名	六ツ木診療所	通所リハビリテーション
住 所	足立区六木 1-4-14	
T E L	03-3620-6180	
F A X	03-5613-8667	

(2) 目的及び運営方針

六ツ木診療所通所リハビリテーションは要介護状態 1～5 と認定された利用者を対象として、介護保険法令の趣旨に従って、心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けることを目的にして、理学療法・作業療法、その他必要なリハビリテーションを実施します。また、栄養改善、口腔機能の向上その他のケアへの取り組みも行います。

この目的にそって当通所リハビリテーションでは以下のような運営の方針を定めていますのでご理解いただいた上でご利用ください。

- ▽ 利用者の適切な能力を多面的に把握し、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に努めます。
- ▽ 医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を目指します。
- ▽ 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対しリハビリテーションの観点から、必要とされる事項について指導または説明を行います。
- ▽ 地域ニーズへの対応と、連携を図ります。
- ▽ ご家族の介護負担の軽減、介護支援を行います。

(3) 職員体制

	常勤	非常勤	計
医 師	1		1
理学・作業療法士	2	3	5
看 護 師	0		0
介 護 職 員	3		3

(4) 職務内容

- 1.医師 : 通所者に対する、通所リハビリテーション計画の作成及び実施を行う。
- 2.看護師 : 通所リハビリテーション計画の作成及び実施。利用者様の健康管理。
- 3.理学・作業療法士 : リハビリ実施計画書の作成及び実施。個別リハビリテーションの実施。
- 4.介護士 : 通所者に対する日常生活援助。送迎対応。

(5) 営業日及び営業時間

月曜～金曜

土、日、祭日、年末年始、台風、大雪等悪天候時は休み

8時30分～17時00分

(6) 利用定員

30名まで（介護予防を含む）

2 サービス内容

- * 送迎
- * 通所リハビリテーション計画の策定
- * 共通的サービス、選択的サービス（口腔機能改善、個別機能訓練）
- * 日常生活訓練
- * 健康チェック
- * 食事
- * リフト浴
- * お誕生日会、新年会、忘年会、ビデオ鑑賞

3 利用料金

通所リハビリテーション利用料(R8年6月より改定)

＜基本単位＞	算定方法	1時間以上2時間未満 (負担額1割/2割)	2時間以上3時間未満 (負担額1割/2割)	3時間以上4時間未満 (負担額1割/2割)
要介護1	1回につき	369単位(410円/819円)	383単位(425円/850円)	486単位(539円/1,078円)
要介護2		398単位(442円/884円)	439単位(487円/974円)	565単位(627円/1,254円)
要介護3		429単位(477円/953円)	498単位(552円/1,105円)	643単位(713円/1,427円)
要介護4		458単位(509円/1,017円)	555単位(616円/1,232円)	743単位(824円/1,649円)
要介護5		491単位(545円/1,090円)	612単位(679円/1,358円)	842単位(934円/1,869円)
4時間以上5時間未満 (負担額1割/2割)		5時間以上6時間未満 (負担額1割/2割)	6時間以上7時間未満 (負担額1割/2割)	7時間以上8時間未満 (負担額1割/2割)
553単位(613円/1,227円)		622単位(690円/1,380円)	715単位(793円/1,587円)	762単位(845円/1,691円)
642単位(712円/1,425円)		738単位(819円/1,638円)	850単位(943円/1,887円)	903単位(1,002円/2,004円)
730単位(810円/1,620円)		852単位(945円/1,891円)	981単位(1,088円/2,177円)	1,046単位(1,161円/2,322円)
844単位(936円/1,873円)		987単位(1,095円/2,191円)	1,137単位(1,262円/2,524円)	1,215単位(1,348円/2,697円)
957単位(1,062円/2,124円)		1,120単位(1,243円/2,486円)	1,290単位(1,431円/2,863円)	1,379単位(1,530円/3,061円)

＜加算＞		単位（利用者負担額1割/2割）
①入浴介助加算(Ⅰ) 入浴介助加算(Ⅱ)		40単位/日（45円/89円） 60単位/日（67円/134円）
②短期集中個別リハビリテーション実施加算 退院・退所後又は認定日から起算して3月以内		110単位/日（123円/245円）
③中重度者ケア体制加算		20単位/日（23円/45円）
④重度療養管理加算(介護度3以上で対象)		100単位/日（111円/222円）
⑤介護職員等処遇改善加算Ⅱロ		所定単位数に10.8%の加算（数十円～）
⑥理学療法士等体制強化加算(1時間以上2時間未満のみ)		30単位/日（34円/67円）
⑦リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満	12単位/日（14円/27円）
	4時間以上5時間未満	16単位/日（18円/36円）
	5時間以上6時間未満	20単位/日（23円/45円）
	6時間以上7時間未満	24単位/日（27円/54円）
	7時間以上	28単位/日（31円/62円）
⑧サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22単位/日（25円/49円）
⑨送迎を行わない場合		47単位/片道減算（53円/105円減算）

※1回（1日）の利用者負担額は、基本料金＋対象加算となります。

※送迎費用は基本単位に含まれます。

※介護保険外として昼食費：450円/日、おやつ代：100円/日、併せて550円を徴収致します。（利用の方のみ）

※昼食は朝9時00分以降のキャンセルはできかねます。時間までにお電話がない場合は、昼食代450円を徴収いたしますので、ご了承ください。（利用の方のみ）

※支払方法は郵便局での自動払い込みでお願い致します。（月末締め、介護保険料金は翌月の20日の引き落とし、自費分（昼食・おやつ代）は翌月の末日）

※現金でのお支払い方法は月末締め、翌月10日以降に請求書を配布致しますので事務所にてお支払いをお願いいたします。

4 利用実施地域

足立区 六木 1～4 丁目、佐野 1・2 丁目、辰沼 1・2 丁目、神明 1～3 丁目、神明南 1・2 丁目、大谷田 1～5 丁目、谷中 3・4・5 丁目、加平 2・3 丁目、北加平

5 非常災害対策

防災設備：消火器、非常通報設備、非常誘導灯、防災扉、避難はしご等 防災訓練：年 2～3 回

6 その他

1. 介護保険証の確認

当通所リハビリテーションでは、ご利用についてのご説明を行うにあたり、担当ケアマネジャーとともに、ご利用希望者様の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション計画の作成

当通所リハビリテーションでは、利用者様の心身の状況、社会的環境を踏まえた上で、ご本人・ご家族のご希望を十分に取り入れ、通所リハビリテーション計画を作成いたします。また、リハビリテーション計画の内容については事前に同意をいただいた後に実施いたします。

3. 緊急時の対応

万一、利用者様の心身の状態が急変した場合には、六ツ木診療所医療スタッフが速やかに対応いたします。また、お知らせ頂いた連絡先に迅速にご連絡いたします。

4. 通所リハビリテーションを長期にお休みされる場合

利用者様の入院等の理由により 3 ヶ月以上、通所リハビリテーションをお休みされる場合には、いったん契約を終了させていただきます。契約終了後、再度ご利用を希望される方は、担当ケアマネジャーを通して再申し込みをお願いいたします。

5. 個人情報の保護

当通所リハビリテーションは、個人情報保護に関する法律を遵守しております。サービス提供の契約中から契約終了後を通して、業務上知り得た利用者様およびご家族に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に遺漏することはありません。また、利用者様あるいはご家族からあらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議において個人情報を第三者に知らせることはありません。

6. 相談・苦情について

当通所リハビリテーションに対して、苦情や相談がございましたらご遠慮なく担当者にお申し付け下さい。ご提供しているサービスに関する利用者様の要望や苦情に対し迅速に対応いたします。

① 当通所リハビリ苦情担当者 衛藤	電話 3620-6180
② 足立区介護保険課 介護保険係	電話 3880-5887
③ 東京都国保連合会 苦情係	電話 6238-0177
④ 基幹 地域包括支援センター	電話 6807-2460

7. サービス提供記録の取り扱いについて

事業者は、サービス提供記録を作成し、契約終了後の2年間保管します。

必要時は閲覧でき、複写部を交付させていただきます。

8. 虐待防止について

事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

虐待の防止のための指針を整備し、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的
に実施します。

措置を適切に実施するための担当者を置きます。

また、サービス提供中に当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養
護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これ
を都区に通報するものとします。

9. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対し身体拘束は行いません。

但し、当該通所者または他の通所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを
得なく身体拘束を行う場合、記録に記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束す
る場合があります。

10. 衛生管理について

当通所リハビリテーション利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供す
る水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬
品及び医療用具の管理を適正に行います。

感染症又は食中毒の発生及びまん延防止のための研修や訓練を定期的
に実施し、対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹
底を図ります。食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延するこ
とがないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理や定期的に、鼠族、昆虫の駆
除を行います。

11. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテー
ションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る
ための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じるとともに従業者に対し、業
務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施します。事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更
を行います。

12. ハラスメント防止について

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係
を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就
業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

また、事業所は従業者に対し、ハラスメント防止について周知するとともに、必要な
研修を定期的
に実施します。

7. ご利用にあたっての留意事項

- 1) ご利用者様の住所や連絡先の変更、要介護度の変更等、申込書記載事項に変更がございましたら、速やかにご連絡下さい。
- 2) ご利用日時については当施設と密接に連絡を取り合って決定していただきます。当通所リハビリテーションの都合により、ご利用日時の変更や中止をお願いする場合もございますのであらかじめご了承下さい。
- 3) ご利用者様の心身の状態が変化し、ご利用を中止・変更していただく場合がございます。当施設職員の判断にお任せ下さいますようお願い申し上げます。
- 4) ご利用者様どうしのトラブルにより、ご利用を停止させていただく場合もございますのであらかじめご了承下さい。
- 5) ご利用者様が当施設職員の指示に従っていただけない場合は、ご利用を停止させていただく場合がございます。
- 6) 機能訓練の実施にあたっては、ご利用者様の身体の状態に悪影響を及ぼすおそれのある場合は、訓練を中止させて頂く場合がございます。当施設職員の判断にお任せ下さいますようお願い申し上げます。
- 7) 入浴サービスのご利用にあたっては、ご利用者様の身体の状態に悪影響を及ぼすおそれのある場合は、入浴を中止させて頂く場合がございます。当施設職員の判断にお任せ下さいますようお願い申し上げます。
- 8) 利用料や実費は指定の期日にお支払い下さい。また、故意に備品を破損した場合には代金を請求させて頂く場合がございます。

利 用 同 意 書

私は、

- 1) 利用申込書の内容に変更があった場合には速やかに、通所リハビリテーションに連絡致します。
- 2) 利用日時に関しては通所リハビリテーションとの相互連絡の上で決定します。通所リハビリテーションの都合により日時の変更や中止がある場合には、施設の指示に従います。
- 3) 通所リハビリテーションが、私の身体状態の変化により利用を中止した方がよいと判断した場合には、その判断に従います。
- 4) 他の利用者とのトラブル等により、サービス提供を停止されても異議を申し立てません。
- 5) 通所リハビリテーション職員の指示に従わないことにより、サービス提供を停止されても異議を申し立てません。
- 6) 機能訓練の内容に関しては、通所リハビリテーション職員の指示に従います。
- 7) 入浴サービスを利用できるかどうかは、通所リハビリテーション職員の判断に従います。
- 8) 利用料やサービスにかかる実費は、私もしくは家族が指定された期日に支払います。また、故意に備品を破損した場合には弁償します。
- 9) その他、通所リハビリテーションを利用するにあたり、施設職員の指示に従います。
- 10) 医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、必要な範囲内で個人情報を用いる事に異議ありません。

以上、六ツ木診療所 通所リハビリテーションを利用するにあたり、利用案内の内容に関して担当者から説明を受けた上で、十分に理解した上でこれに同意します。

令和 年 月 日

〈利用者〉

住所

氏名

印

〈介護者〉

住所

氏名

印

契 約 書

契約締結日

令和 年 月 日

六ツ木診療所 通所リハビリテーションの利用開始にあたり、利用者様に対して
契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

事業者

所在地

名 称

説明者

印

私は、契約書及び本書面により、事業所から重要事項の説明を受け、同意致します。

利用者

住 所

氏 名

印

介護者

住 所

氏 名

印